

第 27 号議案

ふじみ野市立ふれあいプラザ条例を廃止する条例

ふじみ野市立ふれあいプラザ条例（平成 17 年ふじみ野市条例第 97 号）は、  
廃止する。

附 則

この条例は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

令和 2 年 2 月 20 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

ふじみ野市立ふれあいプラザ条例を廃止したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。